

老発 0331 第 7 号
令和 4 年 3 月 31 日
【最終改正】老発 0704 第 7 号
令和 6 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 殿
市（区）町村長

厚生労働省老健局長
（公印省略）

介護保険施設等運営指導マニュアルについて（通知）

介護保険施設等の指導監督については、令和 4 年 3 月 31 日付け老発 0331 第 6 号当職通知により、介護保険施設等指導指針及び介護保険施設等監査指針をお示ししていますが、介護保険施設等指導指針の中で別に定めることとしていた「介護保険施設等運営指導マニュアル」を別添により作成したので通知します。

この運営指導マニュアルは、高齢者の尊厳を保持するために必要なサービスの質の確保と向上に資するため、国及び各自治体が実施する介護保険施設等に対する指導監督の標準的な実施方法を示したものですので、各自治体が実施する指導監督にあたって参考にしてください。

また、管内関係団体、関係機関等に周知をお願いするとともに、各自治体で実施する集団指導や研修等においても、制度管理の適正化、よりよいケアの実現を目指した新たな介護保険施設等の指導監督の趣旨目的についての理解の促進を図るため、幅広く活用してください。

なお、介護保険施設等実地指導マニュアルについて（平成 19 年 2 月 7 日付け老指発第 0207001 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）及び介護保険施設等実地指導マニュアル（改訂版）について（平成 22 年 3 月 31 日付け老指発 0331 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）は、本通知の発出をもって廃止します。